

平成 23 年 12 月 12 日

**【照会先】**

政策統括官付社会保障担当参事官室

政策第 2 係

課長補佐 菱谷 文彦 (内線 7706)

係長 土田 さおり (内線 7693)

政策統括官付労働政策担当参事官室

企画第 2 係

課長補佐 安藤 英樹 (内線 7788)

係長 北川 泰宏 (内線 7992)

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

○平成 24 年度税制改正大綱（厚生労働省関係部分）について

# 平成 24 年度税制改正について

## (厚生労働省関係の主な事項)

※「\*」印を付した項目は主要望官庁が他省庁で、厚生労働省が共同要望をしている項目

### I. 子ども・子育て

#### \* ■ 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

子ども・子育て新システムの構築に伴い、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、新たに位置づけられる給付について非課税措置及び差押禁止措置を講じます。

※その他所要の措置は来年度以降の検討課題としています。

#### ■ 平成 24 年度以降の子どものための現金給付に係る税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

平成 24 年度以降の子どものための現金給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講じます。

### II. 医療・介護等

#### ■ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続

〔事業税〕

#### ■ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続

〔事業税〕

社会保険診療報酬にかかる事業税の実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討することにします。

医療法人に対する事業税の軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成 25 年度税制改正で検討することとします。

#### ■ 社会保険診療報酬の所得計算の特例(いわゆる「4段階税制」)

〔所得税〕

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省で適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正で検討することとします。

## \* ■ 研究開発税制(増加型・高水準型)の延長

〔所得税、法人税、法人住民税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の増加額に係る税額控除〔注1〕(いわゆる「増加型」)又は売上高の10%を超える試験研究費に係る税額控除(いわゆる「高水準型」)を選択適用できる制度については、適用期限を平成25年度末まで2年延長します。

## ■ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、地方たばこ税〕

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。

平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断します。

また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法におけるJT株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意することとします。

## Ⅲ. 年金

### ■ 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金〔注2〕のうち、事業主が存在しないもの、厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては企業年金等に移行できないことから、廃止期限を過ぎた平成24年度以降も、現在の税制優遇措置を継続適用します。

## Ⅳ. 就労促進

### ■ 配偶者控除の見直し

〔所得税、個人住民税〕

配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討することとします。

## Ⅴ. 生活衛生関係

### ■ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備など)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を1年延長します。

## ■ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機又は活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新增設した場合に、取得価額の8%の特別償却を認める特例措置の適用期限を2年延長します。

## ■ 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充

〔固定資産税〕

活性炭吸着回収装置又は活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機に係る固定資産税の課税標準を軽減する特例措置について、活性炭吸着回収装置を対象から外し、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を対象に追加し、課税標準を価格の2分の1(現行3分の1)にした上で、適用期限を2年延長します。

## \* ■ ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し

〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応いたします。

### 参考：用語解説

#### [注1] 税額控除

課税対象の所得に税率を乗じて算出した税額から、一定の金額を控除するもの。

#### [注2] 適格退職年金

企業が社外に積み立てる年金資産について税制上の特例措置を講じる制度。平成23年度末の廃止期限までに、原則として、受給権保護の仕組みが優れている企業年金等へ移行等することとなっている。

**平成 24 年度  
税制改正大綱  
(厚生労働省関係)**

**平成 23 年 12 月 10 日**



**厚生労働省**

# 目 次

## I. 子ども・子育て

1 ページ

- \* ① 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
- ② 平成 24 年度以降の子どものための現金給付に係る税制上の所要の措置

## II. 医療・介護等

2 ページ

- ③ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続
- ④ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続
- ⑤ 社会保険診療報酬の所得計算の特例
- \* ⑥ 研究開発税制(増加型・高水準型)の延長
- \* ⑦ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
- ⑧ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ
- ⑨ 改正障害者自立支援法等の施行に伴う税制上の所要の措置
- ⑩ 改正介護保険制度の施行に伴う税制上の所要の措置
- ⑪ 無料低額老人保健施設に係る減免措置の規定の見直し

## III. 年金

3 ページ

- ⑫ 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続

## IV. 就労促進

3 ページ

- ⑬ 配偶者控除の見直し
- ⑭ 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置
- \* ⑮ 新築住宅に係る特例措置の延長

## V. 生活衛生関係

4 ページ

- ⑯ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
- ⑰ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
- ⑱ 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充
- \* ⑲ ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し

## VI. その他の主な施策

5 ページ

- \* ⑳ 中小企業投資促進税制の拡充
- \* ㉑ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長

※本資料は、平成 24 年度税制改正大綱より厚生労働省関係部分を抜粋し、要望項目に沿った標題を追記したもの。

※番号の前に \* 印を付している項目は主要望官庁が他省庁で、共同要望をしている項目。

## I. 子ども・子育て

### \* ① 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置 [所得税、個人住民税等]

子ども・子育て新システムに基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

- イ 所得税を課さないこととします。
- ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。[24、26 ページ]

### ② 平成 24 年度以降の子どものための現金給付に係る税制上の所要の措置

[所得税、個人住民税等]

平成 24 年度以降の子どものための現金給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

- イ 所得税を課さないこととします。
- ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。[25、26 ページ]

## II. 医療・介護等

### ③ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 [事業税]

### ④ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 [事業税]

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討します。

事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成 25 年度税制改正において検討することとします。[75 ページ]

### ⑤ 社会保険診療報酬の所得計算の特例 [所得税]

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正において検討することとします。[73 ページ]

**\*⑥ 研究開発税制(増加型・高水準型)の延長**

〔所得税、法人税、法人住民税〕

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年延長します。〔42 ページ〕

**\*⑦ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長**

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長します。〔43 ページ〕

**⑧ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ**

〔たばこ税、地方たばこ税〕

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。

平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます。

また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法※に基づく日本たばこ産業株式会社の株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意します。〔9 ページ〕

※「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)

**⑨ 改正障害者自立支援法等の施行に伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の見直しを行います。

ロ 収用対象事業用地の買取に係る簡易証明制度の対象に、社会福祉法人等の設置に係る児童発達支援センターを追加します。〔19、23 ページ〕



## ⑩ 改正介護保険制度の施行に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、消費税、地価税、個人住民税、法人住民税、事業所税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税〕

医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う<sup>かくたん</sup>喀痰吸引等に係る費用の自己負担分を加えます。〔25、26 ページ〕

消費税が非課税とされる介護サービスの範囲に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び地域支援事業として要支援者等に対して行われる資産の譲渡等を加えることとします。〔65 ページ〕

老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加するとともに、老人居宅介護等事業に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業を追加します。〔38、40 ページ〕

## ⑪ 無料低額老人保健施設に係る減免措置の規定の見直し 〔固定資産税〕

生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、無料又は低額利用に係る入所者の割合の算定方法の見直しを行います。〔36 ページ〕

## Ⅲ. 年金

## ⑫ 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続 〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

平成24年3月31日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについて、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講じます。

〔27、49 ページ〕

## Ⅳ. 就労促進

## ⑬ 配偶者控除の見直し 〔所得税、個人住民税〕

配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討します。〔76 ページ〕

**⑭ 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、個人住民税等〕

雇用保険法の失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

イ 所得税を課さないこととします。

ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。〔25、26 ページ〕

**\* ⑮ 新築住宅に係る特例措置の延長**

〔固定資産税〕

新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長します。〔38 ページ〕

新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、住宅ストックが量的に充足している現状を踏まえ、住宅の質の向上を図る政策への転換、適正なコストによる良質な住宅の取得等の住宅政策の観点から、平成26年度税制改正までに、社会経済の情勢を踏まえつつ、他の税目も含めた住宅税制の体系と税制上支援すべき住宅への重点化等そのあり方を検討します。〔75 ページ〕

**V. 生活衛生関係**

**⑯ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長**

〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度の適用期限を1年間延長します。〔47 ページ〕

**⑰ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長**

〔所得税、法人税〕

公害防止用設備の特別償却制度について、対象資産からPCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備を除外した上、その適用期限を2年延長します。〔46 ページ〕

**⑱ 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充**

〔固定資産税〕

公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。

ロ 指定物質の排出抑制施設については、対象にフッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機を追加した上、課税標準を価格の2分の1（現行3分の1）とします。〔36 ページ〕

**\* ⑲ ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し**

〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価の見直しについて、現在実施している実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応します。〔42 ページ〕

## VI. その他の主な施策

### \* ⑳ 中小企業投資促進税制の拡充 〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業投資促進税制について、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。〔43 ページ〕

### \* ㉑ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長 〔登録免許税〕

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等又は認定中小企業承継事業再生計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次の通り見直した上、その適用期限を2年延長します。

イ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

1,000 分の 5(現行 1,000 分の 3.5)

ロ 分割による法人の設立等の場合における次の登記

(イ) 不動産の所有権の移転登記 1,000 分の 4(現行 1,000 分の 2)

(ロ) 船舶の所有権の移転登記 1,000 分の 23(現行 1,000 分の 12) 〔31 ページ〕

※社会保障・税に関わる共通番号制度の導入に伴い税務分野において必要となる対応については、「社会保障・税番号大綱」(平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定)を踏まえ、「番号法案」の具体化を受けて検討を行います。〔76 ページ〕

# 平成24年度税制改正大綱 (厚生労働省関係の主要事項)

|  |    |
|--|----|
| • 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置                         | 1  |
| • 平成24年度以降の子どものための現金給付に係る税制上の所要の措置                     | 2  |
| • 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続、医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続        | 3  |
| • 社会保険診療報酬の所得計算の特例                                     | 4  |
| • 研究開発税制（増加型・高水準型）の延長                                  | 5  |
| • 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ            | 6  |
| • 配偶者控除の見直し  | 7  |
| • 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない<br>適格退職年金に関する税制優遇措置の継続 | 8  |
| • 生活衛生関係営業関連の税制  | 9  |
| • ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し                               | 10 |

平成23年12月  
厚生労働省



大綱の概要

子ども・子育て新システムの構築に伴い、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、新たに位置づけられる給付について非課税措置及び差押禁止措置を講じる。

(※その他所要の措置は来年度以降の検討課題とする)

○平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設けられ、子ども・子育て新システムの検討が進められ、同年6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）決定された「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」において、「事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する」とされた。

○子ども・子育て新システムの今後の進め方については、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成23年7月29日 少子化社会対策会議決定）において、「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」とされた。

子ども・子育て新システムの具体的内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育てを家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援（子どものための現金給付、地域子育て支援など）
  - 幼保一体化（こども園（仮称）の創設など）
    - ・ 給付システムの一体化（こども園（仮称）の創設）
    - ・ 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）
- ⇒ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供  
保育の量的拡大  
家庭での養育支援の充実 達成

■新たな一元的システムの構築（基本制度案要綱に示された新システムのイメージ）

- 基礎自治体（市町村）が実施主体
  - ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
  - ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
  - ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 政府の推進体制・財源を一元化
  - ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化



※ 基本制度案要綱(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)で示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)については、今後、更に検討。

## 大綱の概要

平成24年度以降の子どものための現金給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講じる。

「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成23年8月4日民主党・自由民主党・公明党・3幹事長・政調会長合意）に基づき、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則第2条第1項において、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に規定する子ども手当の額を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする旨規定されている。

<参考> 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）（抄）

（受給権の保護）

第14条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第15条 租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

附 則

（検討）

第2条 政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。（以下略）

2 （略）

# 社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続

(事業税)

## 大綱の概要

事業税における社会保険診療報酬にかかる実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討する。

事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成25年度税制改正において検討する。

| 社会保険診療報酬 | 社会保険診療報酬以外      |                 |                   |                 |
|----------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|
| 非課税      | 開設主体            | 400万円以下         | 400万円超<br>800万円以下 | 800万円超          |
|          | 特別法人<br>(医療法人等) | 2.7%<br>(約4.9%) | 3.6%<br>(約6.5%)   | 3.6%<br>(約6.5%) |
|          | 普通法人            | 2.7%<br>(約4.9%) | 4.0%<br>(約7.2%)   | 5.3%<br>(約9.6%) |
|          | 個人              | 5.0%            |                   |                 |

注：（）内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81％）を合算した税率



## 大綱の概要

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成25年度税制改正において検討する。

### <参考> 社会保険診療報酬の所得計算の特例

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。

| 社会保険診療報酬の金額 |           | 概算経費率 |
|-------------|-----------|-------|
|             | 2,500万円以下 | 72%   |
| 2,500万円超    | 3,000万円以下 | 70%   |
| 3,000万円超    | 4,000万円以下 | 62%   |
| 4,000万円超    | 5,000万円以下 | 57%   |



大綱の概要

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の増加額（いわゆる増加型）又は売上高の10%を超える試験研究費の額（いわゆる高水準型）の一定割合を税額控除する制度については、適用期限を2年延長する。

**増加型**

控除額 = 試験研究費の増加額 × 5%

増加額 = 前3事業年度の平均試験研究費からの増加額

ただし、前2年度中の多い額より試験研究費が増加していることが条件

選択

**高水準型**

控除額 = 売上高の10%を超える試験研究費の額 × 控除率

○控除率 =  $(\text{試験研究費} / \text{売上高} - 0.1) \times 0.2$

+

税額控除額は、法人  
税額 × 10%まで  
(控除限度額)

+

本体（恒久化部分）

**総額型**

控除額 = 試験研究費 ×  $\frac{8 \sim 10\%}{\text{注}}$

$\left[ 8\% + \frac{\text{試験研究費}}{\text{売上高}} \times 0.2 \right]$

(注) 中小企業及び産学官連携は、一律12%

税額控除額は  
法人税額 × 20%まで  
(控除限度額※)

※ 控除限度額を超過した場合、超過部分については、翌年度まで繰越し可能。

平成21年度及び22年度の超過部分については、平成24年度まで繰越し可能

平成23年度までは、30%まで

※上乗せ（時限措置部分）  
平成25年度末まで

# 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・地方たばこ税)

## 大綱の概要

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断する。また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法におけるJT株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意する。

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(80%~90%)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

| 国名  |    | 日本    | ドイツ   | フランス  | イギリス  | オーストラリア |
|-----|----|-------|-------|-------|-------|---------|
| 喫煙率 | 男性 | 38.2% | 34.8% | 33.3% | 22.0% | 16.6%   |
|     | 女性 | 10.9% | 27.3% | 26.5% | 20.0% | 15.2%   |

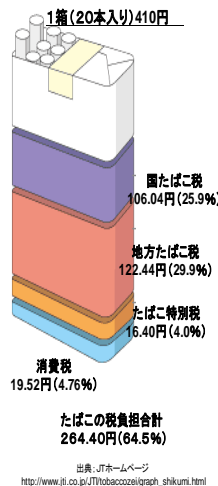
出典:たばこアトラス第3版(2009)  
日本は平成21年国民健康・栄養調査

- たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円)※1ドル=80円で換算

| 国名 | 日本  | ドイツ | フランス | イギリス | オーストラリア |
|----|-----|-----|------|------|---------|
| 価格 | 410 | 510 | 581  | 858  | 625     |

出典:たばこアトラス第3版(2009)



## たばこの課税政策を行う背景

### 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

第6条 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。  
(日本:平成16年6月批准、平成17年2月発効)  
(締約国数:172カ国(平成22年11月現在))

### 健康日本21(運動期間:2000~2012)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画
  - 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識の向上及び取組を促す。
- 【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

### がん対策基本計画

- 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。
- 【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。

## 大綱の概要

配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討する。

平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）では、「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討」するとされている。

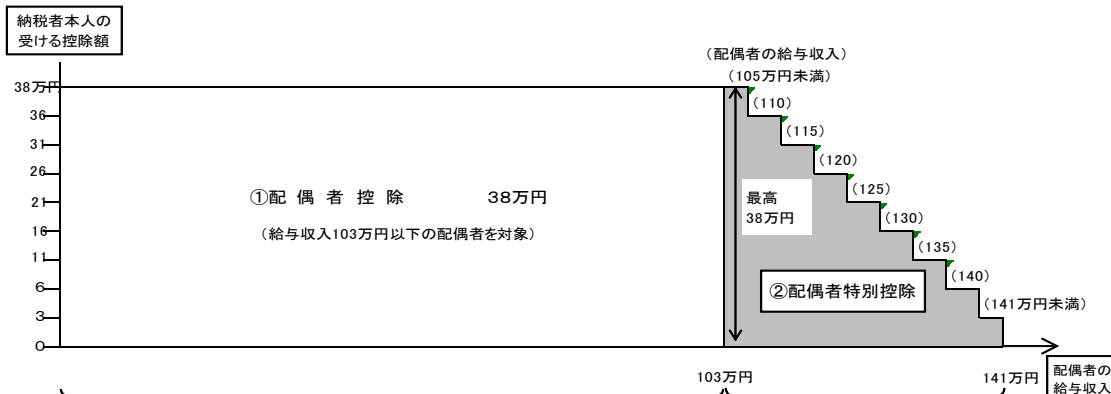
また、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）では、「国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」こととされている。

さらに、税制調査会における社会保障改革案に対する意見（平成23年6月16日）では、「厚生年金の適用拡大等と配偶者控除のあり方の見直しなど、相互に関連する社会保障制度と税制の課題について、一体的に検討を進めること」とされている。

こうした指摘を踏まえつつ、配偶者控除の見直しを行う必要がある。

### 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（所得税）

- ① 配偶者控除  
居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、年間の給与収入が103万円以下の者を有する場合には38万円を控除する。
- ② 配偶者特別控除  
収入の非課税限度額103万円を超えても（すなわち、独立した納税者となっても）、年間の給与収入が141万円までは、収入に応じて控除が適用されるようになっている。

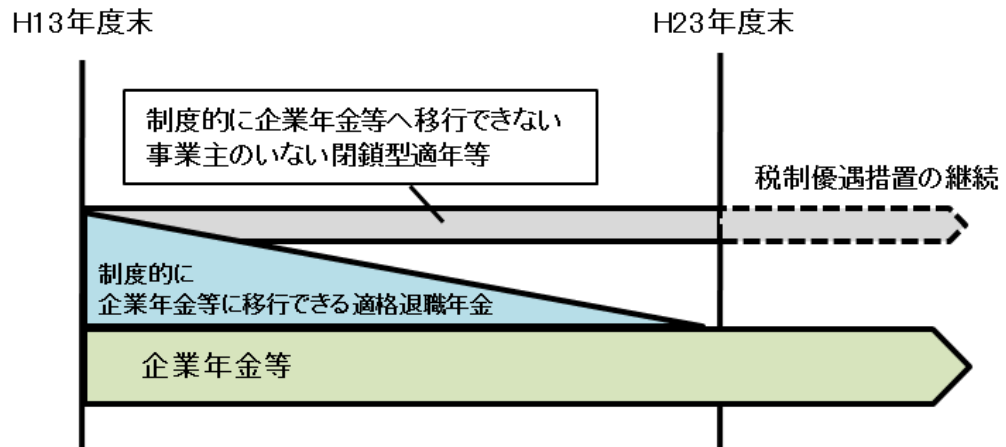


# 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する 税制優遇措置の継続 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税)

## 大綱の概要

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しないもの、厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては企業年金等に移行できないことから、廃止期限を過ぎた平成24年度以降も、現行の税制優遇措置を継続適用する。

- ・ 適格退職年金（以下「適年」という。）は、受給権保護の仕組みが弱いことから、平成14年度から10年の経過期間を設けて、廃止が決まっており、平成23年度末にその期限を迎える。
- ・ 廃止決定時に約7万4千件あった適年は、これまでにほとんどすべてが移行等を完了又は今後の方針を決めているものの、引き続き、関係者が一体となって、企業年金等への移行を進めている。
- ・ しかしながら、ごく一部（約170件）の適年は、制度的に企業年金等へ移行できないため、受給権保護の観点から、これらに対する税の優遇措置を廃止期限後（平成24年度以降）も継続する必要がある。



## 具体的優遇措置

- 年金資産を運用時非課税とする。
- 年金・一時金給付を公的年金等控除・退職所得控除の対象とする。

## 大綱の概要

### (1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備など)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を1年延長

### (2) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

クリーニング事業者がエコ・クリーニング機を取得した場合に取得価額の8%の特別償却を認める現行措置の適用期限を2年延長

### (3) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の見直し

ドライクリーニング機の技術革新に合わせ、外付け型の活性炭吸着回収装置を対象外とし、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を新たに加え、課税標準を価格の2分の1にした上で、適用期限を2年延長

## 現状

### 【生活衛生関係営業の特徴】

生衛業は国民生活に密着し、  
大半が零細事業者

- ✓ 従業員5人未満の事業所が70.4%
- ✓ 約115万事業所 (全産業589万うち19.5%)
- ✓ 約667万人の雇用 (全従業者5,844万のうち11.4%)

- 経営基盤の安定
- 国民の衛生水準の向上

- 事業収益の低迷や国内民需の減速
- 大手チェーンストアの進出
- 新たな環境規制

政策税制(軽減措置等)

取得段階の軽減措置

保有段階の軽減措置

- ・共同利用施設の特別償却
- ・公害防止用設備の特別償却

- ・公害防止用設備に係る課税標準の特例措置

- 協業化等による合理化・省力化の推進、生産性の向上(共同利用施設)
- 環境に優しい営業の推進(公害防止用設備)

## 大綱の概要

ホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価について、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応する。

## 現状と課題

- ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。
- 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものになっているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。



- ◆対象税目 固定資産税
- ◆特例措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物
- ◆特例措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものに見直す。
- ◆政策の達成目標 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊 (平成22年度)  
国内における観光旅行消費額 30兆円 (平成22年度)

### ホテル・旅館の施設数

**60,449施設**  
(平成21年3月31日現在)



【内訳】

ホテル営業：9,603  
旅館営業：50,846



### 固定資産評価基準における経年減点補正率 基準表の経過年数

#### ホテル (非木造)

| 構造                         | 経過年数 |
|----------------------------|------|
| 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造      | 50年  |
| 煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造        | 45年  |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)      | 35年  |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの) | 28年  |
| 鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)       | 20年  |